

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付規則をここに公布する。

令和8年2月3日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第3号

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、味噌及び醤油の製造に係る加工用米（以下「加工用米」という。）の価格高騰による味噌製造事業者及び醤油製造事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、予算の範囲内で交付する上越市加工用米価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人にあつては市内に事務所又は事業所を、個人事業者にあつては市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置くこと。
- (2) 新潟県味噌醤油工業協同組合に加盟し、補助金の申請をする時点において味噌若しくは醤油又はその両方を製造していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、加工用米の購入費用（他の事業者から購入した加工用米に限る。）とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年に新潟県内で生産された加工用米（以下「令和7年産加工用米」という。）の玄米の購入費用（消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）、精米に係る費用及び輸送費等の手数料を除く。）であること。
- (2) 30キログラム当たりの令和7年産加工用米の単価と同品種及び同等級の令和6年に新潟県内で生産された加工用米（以下「令和6年産加工用米」という。）の単価（同品種及び同等級の令和6年産加工用米の購入実績がない場合は、令和6年産加工用米の単価として市長が特に認める額をいう。以下同じ。）を比較したときに、価格の高騰が確認することができる加工用米の購入費用であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる30キログラム当たりの令和7年産加工用米の単

価（消費税を除く。以下同じ。）から令和6年産加工用米の単価を減じて得た額（以下「差額」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 差額が6,000円以上の場合 2,000円に令和7年産加工用米の購入総量（申請年度の各月の購入量の合計をいい、単位はキログラムとする。）に30で除して得た数（当該数に小数点以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てた数。以下「購入単位」という。）を乗じて得た額

(2) 差額が6,000円未満の場合 当該額に3分の1を乗じて得た額（当該数に小数点以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てた数）に購入単位を乗じて得た額

2 補助金の交付は、一の補助対象者において、一の年度につき1回を限度とする。

（交付申請等）

第5条 補助金の申請をしようとする補助対象者は、上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（第2号様式）

(2) 令和7年産加工用米及び令和6年産加工用米の取引内容（30キログラム当たりの単価及び取引総量等をいう。）が確認することができる書類（令和6年産加工用米の取引内容がない場合にあつては、令和6年産加工用米の取引単価が分かる書類）

(3) 納税状況調査承諾書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付^{決定}通知書（第3号様式）に^{却下}

より通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

（概算払）

第7条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。この場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を限度とする。

（実績報告等）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請年度の令和7年産加工用米の購入が完了したときは、完了した日から30日が経過する日又は当該年度の末日

のいずれか早い日までに、上越市加工用米価格高騰対策支援補助金実績報告書（第4号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 購入実績内訳書（第5号様式）

(2) 令和7年産加工用米の取引実績（単価及び取引総量等をいう。）が確認することができる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、当該交付決定者に上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
名 称 等
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

交 付 申 請 額 及 び 算 定 方 法	円 (算出方法は実施計画書（第2号様式）のとおり)
令 和 7 年 産 加 工 用 米 の 購 入 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 令和7年産加工用米及び令和6年産加工用米の取引内容 (単価及び取引総量等)が確認することができる書類(令和 6年産加工用米の取引内容がない場合にあつては、令和6年 産加工用米の取引単価が分かる書類) (2) 納税状況調査承諾書 (3) その他市長が必要と認める書類

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、
又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

第2号様式（第5条関係）

実施計画書

補助申請額

	円
--	---

銘	柄	名				
等		級				
月別購入量 (見込み)	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
購入総量			kg	kg	kg	kg
令和7年産単価 (30kg当たり)			円	円	円	円
令和6年産単価 (30kg当たり)			円	円	円	円
補助単価 (備考1のとおり)			円	円	円	円
補助額 (備考2のとおり)			円	円	円	円

備考

- 1 補助単価は30キログラム当たりの令和7年産加工用米の単価と令和6年産加工用米の単価とを比較し、差額が6,000円以上の場合は2,000円、6,000円未満の場合は「差額×3分の1（小数点以下切り捨て）」で算出した額とする。
- 2 補助額は「補助単価×（購入総量／30（小数点以下切り捨て）」で算出する。
- 3 月別購入量及び購入総量は玄米数量で記載し、白米を購入した場合は、玄米数量に換算して記載すること。
- 4 金額はすべて税抜額を記載する。

第3号様式（第5条関係）

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市加工用米価格高騰対策支援補助金の交
と お り 決 定
付について、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決 定	交付決定額	円
	交付条件	
却 下	理 由	

第4号様式（第8条関係）

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者住所

名称等

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた上越市加工用米価格高騰
対策支援補助金に係る実績を報告します。

交付実績額 及び算定方法	円 (算出方法は購入実績内訳書（第5号様式）のとおり)
令和7年産加工用米 の購入完了 年 月 日	年 月 日
添付書類	(1) 購入実績内訳書（第5号様式） (2) 令和7年産加工用米の取引実績（単価及び取引総量等）が 確認することができる書類 (3) その他市長が必要と認める書類

購入実績内訳書

補助申請額

	円
--	---

銘	柄	名				
等		級				
月別購入量	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
	年	月	kg	kg	kg	kg
購入総量			kg	kg	kg	kg
令和7年産単価 (30kg当たり)			円	円	円	円
令和6年産単価 (30kg当たり)			円	円	円	円
補助単価 (備考1のとおり)			円	円	円	円
補助額 (備考2のとおり)			円	円	円	円

備考

- 1 補助単価は30キログラム当たりの令和7年産加工用米の単価と令和6年産加工用米の単価とを比較し、差額が6,000円以上の場合は2,000円、6,000円未満の場合は「差額×3分の1（小数点以下切り捨て）」で算出した額とする。
- 2 補助額は「補助単価×（購入総量／30（小数点以下切り捨て）」で算出する。
- 3 月別購入量及び購入総量は玄米数量で記載し、白米を購入した場合は、玄米数量に換算して記載すること。
- 4 金額はすべて税抜額を記載する。

第6号様式（第8条関係）

上越市加工用米価格高騰対策支援補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市加工用米価格高騰対策支援補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

	決 定 額	変 更 額	確 定 額
補助金の交付額	円	円	円